

平成15年9月18日(木)

○	開 会	10時00分
○	総 務 局	10時00分
○	職員挨拶	10時03分
○	決算説明	10時11分
○	質 疑	10時57分

問 職員の時間外勤務の時間給はいくらか。

答 年度、各局によって異なるが、平成14年度は時間外勤務時間5,200時間、金額12億5,600万円、時間給に換算すると2,414円である。

問 平成14年度主要施策並びに基金運用状況報告書と決算説明書の職員研修費の額が違うのはなぜか。

答 加入団体会費を記載しているかしてないかの違いである。

問 臨時職員の給与の現状は。

答 短期臨時職員の時間給694円で、長期臨時職員や保育師などは職種によって違う。

問 正規職員との乖離が大きすぎるのでは。不要額が生じているのでは。

答 不要額があるから時間給を上げるというのは論外で、差は当然に生じるものだと考えている。

問 臨時職員の男女比率はどうなっているか。

答 ほとんどが女性である。

要 望 男女比率が同じになるような雇用条件を考えられたい。

問 海外派遣研修の目的と費用対効果について教えていただきたい。

答 6コース6名で、費用は約343万円、公募で行い、業務上の課題についての研修内容で、研修後、全庁的に研修結果を公表し活用している。

問 各研修に職員からのニーズを盛り込んでいるか。

答 研修後アンケートを実施し、その意見を盛り込むようにしている。

問 接客研修は行なっているのか。

答 市役所はサービス業であるとの考えから、駅前市役所を研修の場として活用していきたい。

問 高度情報都市化推進経費の内容は。

答 市域の公共ネットワーク整備計画策定経費、総合的な行政ネットワーク接続費などに使用している。

また、出先機関50箇所とのオンラインネットワーク経費も含んでいる。

問 システム運用経費の内訳は。

答 電算据付費2,358万円、SEのパンチ作業、オペレーター委託料1億249万円、電子計算機器賃借料6億2,500万円である。

問 高度情報都市化推進経費は公共ネットワークの整備を進めるための計画段階に使用しているとして理解していいのか。

答 地域公共ネットワークの基本計画作成しており、地域公共団体間でネットワークを組んでいるLGI等の経費である。

問 システム運用経費とOA化推進経費合わせて10億円近い歳出となっているが、費用に見合うだけの効果はあるか。

答 機械化を進めることにより、手作業から開放され、効率化が図られている。その効果は計り知れないものと考えている。

問 電子計算機器賃借の相手方はどこか。

答 富士通、富士通SASなどである。

問 支出決定書を見ると領収書が添付されていないが、業者を登録し、そこからの請求により予算執行しているのか。請求書に押印し、その代わりとしているのか。

答 支出決定書に領収欄を設けている。支払いは業者登録を行い、銀行振込みにて行っている。

問 登録業者の見直しは何年に1回行っているのか。

答 4年に1回行っている。支払い相手方の変更はその都度行っている。

問 ガソリンなど一括で購入すれば安くなるものもあるのではないか。そういった取組みはなされていないのか。

答 ガソリンに関して言えば市内にあるガソリンスタンドがすべて使えるように協同組合と年間契約しており、市内同一料金となっている。市場価格も反映している。

問 用地買収や移転交渉の契約時に、どのような賠償金の支払方法を指示しているのか。

答 用地買収の場合、着手金はない。物件移転については着手前に3割、完了後残金を払っている。

問 交渉が長引き、地価が極端に下がった場合、交渉当初に提示した金額で交渉を続けるのか。

答 不動産鑑定価格を取り、その範囲内で交渉している。用地買収時には購入財産運用委員会の審議にかけ、そこで出された金額よりも低い額で買収している。

問 科目によって予算配当額があるもの、ないものがあるがどういう取り扱いになっているか。

答 基本的に議決後、予算は全額配当となっている。執行に疑義のあるものは予算の配当を留保することがある。余剰金が生じた場合は差金管理し、使えなくなっており、予算化されたものをすべて使い切る事はしていない。

問 市税収入未済額が58億円あり、法的措置を講じるとの本会議答弁があったが、平成14年度にはどのような措置を講じてきたのか。

答 現年度分17億円、滞納繰越分41億円余りが未収金となっている。固定資産税の割合が高い。差し押さえ処分を19億円、分納誓約を12億円ほど行っている。収入未済割合は6.5パーセントであるが、これを減らす努力は日々行っている。

問 他都市でも種々対策を講じているが、今後対策を考えているか。

答 徴収率向上のため他都市に照会し、検討している。

要 望 姫路市歳入歳出決算附属書類中、数字の記載でカンマのない部分が見受けられるため、改善されたい。

答 今後検討したい。

○ 休憩 11時58分

○ 再開 13時00分

問 普通交付税が当初予算額よりも多くなった理由は。予算作成時に精査しないとイケないのではないか。

答 国の地方財政計画や各種伸び率などを勘案し計算式に則って予算計上している。市民税、利子割交付金、固定資産税の減少などによる収入の減が30億円余り生じたことが一番の理由であると考えている。

問 所在市交付金の予算額、決算額がほぼ同額となっている理由は。

答 前年度の11月に各義務者から報告があり、それに基づき予算計上していることからほぼ同額となっている。

問 調査資料121号中平成14年度各都市の決算状況調によると、姫路市は目的別歳出中、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費が中核市平均よりも下回っている。これらとは反対に土木費が突出している。この結果についてどう考えているか。

答 鉄道高架事業とその関連事業のため割合が高くなっている。

問 不要額として上げられる入札差金は全体でどの程度生じたのか。一般競争入札の件

数もあわせて教えていただきたい。

答 平成14年度、差金は24億6千万円である。市民生活に直結する道路補修や修繕的経費は、執行差金に縛られることなく執行している。

一般競争入札件数は、平成13年度20件、平成14年度22件である。

問 地元業者への発注件数はどれぐらいか。

答 市内業者の契約件数率でいえば、平成14年度89.2パーセント、平成13年度87.64パーセント、契約金額では平成14年度86.16パーセント、平成13年度78.87パーセントとなっている。

問 行政組織数・部局別職員数一覧表を見ると、定数3,952人に対し、現員数3,668人となっており、育児休業者等休業者数の73人を加えると、357人の定数割れが生じていることとなる。更に職場労働環境が悪くなり、育休などが取りにくくなっているのではないか。また職場復帰の際の決まり事はあるのか。

答 交通局観光路線の廃止、高校クラス減少、幼稚園の減少が主な理由で、行革の一環で職員数の5パーセント削減を図っている。職場復帰の際は従前の職場に復帰することとなっている。

問 固定資産税の評価額が地価を上回っていたことは違法であるとの最高裁判決が下されたが、姫路市においてこのようなことはないのか。

答 地価公示価格の7割程度をもって評価額とし、3年に1回評価替えを行っていたものを、毎年簡易な方法で評価替えすることとしたことからそういったことはおきていない。

問 基金利子収入の利率を高く見積もる理由は何か。

答 どういう金利変動にも対応できるよう計算している。

金利を積立金として歳出を組む必要がある。その時に低い金利で歳出予算を組むと歳出は予算額を超えて執行できないので、補正を組む必要が生じる。その場合、基金の運用上タイムラグが生じる恐れもある。できるだけ迅速な措置をするために、若干の余裕は持っておきたい。最近の情勢で金利の大幅な上昇は見込めないが、過去に半年で4パーセントほどの金利上昇もあった。今後の予算編成時には正確な見積もりができるよう努力したい。

問 支出決定、支払決定は予算が付けば執行するといった認識でいるのではないか。委託料支払時に管理職はチェックを行っているのか。

答 年間契約しているものについて、委託料支払いの際に確認作業を行っている。

問 新規滞納者の実態について教えていただきたい。

答 滞納者の総数は22,853人で、うち19,000人近くの滞納額は20万円未満である。新規滞納者の数は個人で14,283名、法人で1,090社である。

問 滞納処理のために全庁的に取り組んでいる事はあるか。

答 納税者にも理解を求めながら進めるべき事柄であるので、できる限り税の専門職にて対応していきたい。

問 勤務時間、休憩時間の管理をタイムカードを使わず自己責任で行っているが、何らかの根拠法令に基づいて行っているのか。

答 規則、法令に基づいて行っている。休憩時間を徹底し、意識改革に取り組みたい。

委員長 タイムカードを廃止したときに労使協定を結んでいるはずだ。自己管理であれば協定事項を守る必要がある。残業前の休憩時間を厳守できていない事例もみられる。就業規則の徹底をお願いしたい。

答 職員の意識改革に努めたい。

問 職員の被服費の内訳を教えてください。

答 冬用事務服が4年に1着、計371着、現業用夏用作業服が2年に2着、439着である。

委員長

大枠で15項目ほど審議してきた。要約すると健全財政を確保する、財政の効率的な事業展開を計る事を念頭において議論してきた。昨今の厳しい経済情勢のなか、収入未済額、不納欠損額の増大が懸念される。これらを少しでも減らすよう、全力をあげて取り組んでもらいたい。

また予算執行について、款と項は流用できないことが地方自治法第220条にて規定されているが、目については流用が可能である。昨今100億円を超える不要額が発生しているが、市民生活に直結する問題、例えば道路補修などは法律の許す範囲で流用されれば、安全安心のまちにも繋がることから、そのような予算執行に取り組まれない。

不要額の発生する理由に入札残、契約残などの問題があるにしても、予算との乖離が大きいものについてはもう少し不要額を抑えるよう、市民生活に直結する問題に対して予算執行されることが財政の効率化に繋がると考えている。もっと厳密に予算計上されたい。

また、職員は市民に信頼される行政を目指し、自らの行政は自ら守るという姿勢を持つよう、総務局全体で行政課題に取り組まれない。

○	終	了	14時18分		
○	休	憩	14時18分		
○	再	開	14時25分		
○	都	市	局		
○	職	員	挨	拶	14時26分
○	決	算	説	明	14時27分
○	質	疑			15時09分

問 答 空港計画推進費の内訳は。

播磨空港整備協議会負担金約130万円、空港整備の研究会コンサルタント委託料約192万円、2回開催した研究会に委員報酬並びに会場使用料である。

問 答 既設住宅改善事業費の内訳は。

20年以上経過した住宅について計画的に回収している。平成14年度、別所住宅西御着下水道接続工事、下構住宅の改修工事などである。

問 答 依然として空港計画に経費が使われている理由は何か。

昨年5月事業主体である兵庫県は次期空港整備期間において整備をあわせるという判断である。将来的にも必要な施設としての認識は変わっていない。今後も研究を続けていく予定である。

問 答 市営住宅の申し込み倍率が高い。市民から空家でありながら入れないとの話を聞かすがどう理由か。

定期募集として年4回その都度募集している。また空家が出た分を常時募集している。木造、簡易耐火住宅の空家は建て替え計画を作成し順次立て替えしており、その他の住宅で、高齢者向け改善を行なう際空家となるケースがある。

平成14年度の空家数227戸、申し込み件数は1,041人、倍率5.49となっている。定期募集住宅は入居までの期間が長くなることもあり、結果空家状態が長くなることもある。

問 答 収入役決裁の必要な支出支払決定書について、本人確認の上押印されているのか。

支出支払決定書と支出負担行為書が手元に届く。支出負担行為書には支出の根拠を示した書類が添付されている。決裁時には会計規則に則り審査をしている。支出負担行為書は担当課へ返却している。

問 答 請求書を当局で作成することはあるのか。

基本的にそういったことはない。業者によっては様式が判らないところもあるため、

体裁指導を行なう場合がある。

問
答

別々の請求書に同じ筆跡が見られるがどうということなのか。

本人立会いの上でそういった行為が行なわれているかもしれないが、基本的には本人直筆となっている。

問
答

請求書と支出命令書の日付が同じであるがおかしくはないか。

その日のうちに処理する必要のある決裁がある。ケースによって違う。

問
答
問
答
問
答

別の日付の請求書に同じ筆跡が見られるがどうか。

まとめて持ってきた請求書に業者立会いの上で職員が手書きする場合もある。

移転交渉に関する書類に疑義が見られる。職員が処理しているのではないか。

相手方もあることで、交渉の結果、契約となった時点で請求書に押印をいただいている。完了確認を行なった後、支払段階において日付を記入することがある。

要 望

こういったことが定例化しているのではないか。日付も3月31日、筆跡も同じ。

予算単年度主義に基づき予算執行する原則が守られない。あってはならない。請求書については当事者に作成してもらいたい。公金執行について責任ある取り扱いを厳守されたい。

問
答

住宅修繕の請求書を見ると、様式が統一されておらず、単価も統一されていないのではないか。一式明細では仕事の中身が把握できないのではないか。

請求書様式は各社様々である。単価については置の表かえ、ふすまなど年間で単価を決定している。負担行為書には明細をつけており、確認している。今後明細をつけるよう指導したい。

問
答

業者によって請け負い金額が様々である。どのように業者選定しているのか。

地域ごとに業者を選定している。10～15社ほどある。新規業者には何回か修理をお願いした後問題がなければその後も修理に携わっていただいている。定期募集後に空家部分を修理するため、この次期の工事量は必然的に多くなる。

問
答

平成14年度に建設した市住の駐車場数と1区画当たりの料金とその徴収方法は。

御影山住宅15台、高岡住宅29台、実法寺住宅21台、白浜住宅134台整備した。料金は住宅によって違うが3～5千円となっており、地元の管理組合にて徴収していただいている。

問
答

市営住宅で住宅管理課以外が募集しているところはあるのか。

従来あった地域改善住宅19団地1,082戸については地域の方からの推薦がなければ入れないこととなっている。

問
答

住宅個数の増減はいくらか。

平成14年度新築住宅は妻鹿住宅60戸、東阿保住宅42戸、市之郷住宅54戸である。平成13年度6,140戸、平成14年度6,127戸で13戸減となっている。

問
答

公営住宅の需要は高まっており、戸数の減少は問題である。また駐車料金の納付方法を改善されたい。

問
答

今後は駐車場料金を家賃に上乘せし、請求する事を考えている。戸数については減少傾向にある。

問
答

地域改善対策法が終結しているにもかかわらず、未だに推薦人が必要というのは、問題である。改善されたい。

問
答

県下では一般公募へ移行したのが5市町、今後一般公募へ移行が4市町、未定が10市町となっており、姫路市も一般公募へ移行するため、人権推進部と協議している。

問
答

財産売払収入の執行率が15.7パーセントと低い。どう考えているか。

財政サイドからはできるだけ早い段階で財産処分するよう指示されている。消費が冷えきっている中で、予算は売りたい金額をもって査定している。事業の進捗状況等が勘案し、結果売れ残ったと考えている。区画整理の保有地を処分しようとするもの

がそれに当たる。フレキシブルに対応できるよう全体額であげた。

問
答

割賦未収金の内訳は。

イーグレ姫路、キャスパは20年間の割賦で、ゴルフ場用地取得は10年間の割賦でその残金である。

問

家賃滞納整理費として2,200万円計上されているが、この内訳は。また保証人からは取っているのか。

答
問
答
問
答

ほとんどが弁護士費用である。単価にすると1件約80万円ほどである。平成14年度は保証人から損害賠償金として73万円ほど、家賃滞納分13.3万円ほどを徴収した。現在も交渉を続けている。

入居の際の保証人の取り扱いはどうなっているか。

所得150万円以上、原則市内居住のかた2名をお願いしている。市内で無理なかたは、身内のかたであれば認めている。1名しか無理な方には誓約書をお願いし、後日、残り1名の保証人をお願いしている。

委員長

市営住宅問題については、昨今の経済事情により生活環境が変化した。今後市営住宅の希望者は増える事が予想されるが、円滑な運営を鋭意努力されたい。また駐車場問題についても、時代の要請に答えて、整備を積極的に進められたい。

都市局は姫路市の長期ビジョンに基づいて都市計画を行い、それに基づく都市整備を行うことが本分であることから、長期展望にたって、計画を十分練った上で行い、方針変更の無いよう進められたい。

領収書など帳票類については、公文書ということで、職員が代筆をするといった行為は、市民に誤解を招きかねない事から厳密に取り扱われたい。

○

終了

16時14分

○

休憩

16時14分

○

再開

16時20分

○

農業委員会事務局

○

職員紹介

16時21分

○

決算説明

16時21分

○

質疑

16時28分

問
答

遊休農地対策事業費はどのような事業に対して支出したものか。

遊休農地対策委員会を作り、農地の遊休化、荒廃化が進む中、農地の保全のための指導を行っており、その事務費として支出した。農業委員がメンバーとして行っている。

委員長

報酬給与費の内訳は。

職員11名、農業委員9名の報酬である。委員が年間49万円である。

委員の出席率はいかほどか。

出席率はいいものと考えている。

報酬と費用弁償のどちらがいいのか検討すべきではないか。

○

終了

16時34分

○

散会

16時34分